

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第63号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前

の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。